

建築物環境配慮指針

平成 17 年 3 月 15 日 横浜市告示第 85 号
一部改正 平成 21 年 2 月 13 日 横浜市告示第 42 号
(改正施行 平成 21 年 4 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。)第 141 条の 3 第 1 項の規定により、建築をしようとする者が、当該建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項等についての指針を次のとおり定め、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

1 建築物の環境配慮事項

(1) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー、資源消費及び廃棄物などによる環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建築物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギー利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

- (ア) 水資源保護
- (イ) 非再生材料の使用削減
- (ウ) 汚染物質回避

ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 地球温暖化への配慮
- (イ) 地域環境への配慮
- (ウ) 周辺環境への配慮

(2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性など、建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア 室内環境の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上
- (エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

- (ア) 機能性の向上
- (イ) 耐用性及び信頼性の向上
- (ウ) 対応性及び更新性の向上

ウ 室外環境(敷地内)保全・向上への配慮

- (ア) 生物環境の保全と創出
- (イ) まちなみ及び景観への配慮
- (ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する措置の届出

特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する措置の届出は、市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いて行う。